

住宅にも「住宅用火災警報器」の設置が必要です

～全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました～

新築住宅 これから工事に着手する新築の住宅では、住宅用火災警報器の設置が必要です。

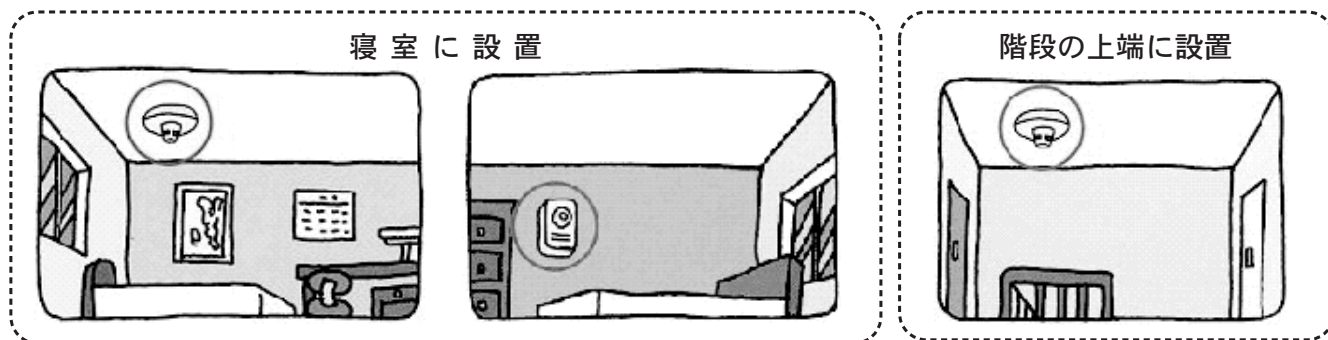
既存住宅 既存住宅は、平成23年5月31日までに、住宅用火災警報器を設置することが必要となります。

■感知器の種類（煙感知器と熱感知器があります）

『電池式』と『コンセント式（100ボルトの家庭用電源配線が必要）』で作動するものがあります。

また、形状も『天井型』と『壁型』があり設置の方法が異なります。通常4,000円～8,000円程度でホームセンターなどで販売しています。

■設置例



■住宅火災の死者とその原因

住宅火災による死者数は年々増加傾向にあります。死者の半数以上を占めるのは65才以上の高齢者で、就寝時間帯に死者の発生が集中しています。

そして、死因の「7割近くが逃げ遅れ」によるものです。

■火災の早期発見！

火災で重要となるのは早期発見です。火災が発生したことを素早く察知することができれば、いち早く避難することが可能となり、命が助かる可能性も高くなるわけです。住宅用火災警報器は、火災発生に伴う熱や煙を感知してブザーで危険を知らせるもので、火災の早期発見に非常に役立つ防災機器です。

悪質な訪問販売にご用心

最近業者が訪問して来て、住宅内に火災警報器を取り付け高い料金を支払わされた事例がおきています。

「消防署のほうからきました」「設置しないと罰せられます」などと、消防職員のような服装で職員のふりをする悪質な訪問販売に引っかからないように注意して下さい。消防職員が販売することも、幹旋することはありません。

また、平成23年5月31日までは火災警報器を付けていなくても罰せられることはありません。

11月1日から住民基本台帳の閲覧制度が変わりました

■改正法の概要

今まで、大量閲覧や犯罪への悪用が問題になっていましたが、何人でも閲覧を請求できるという現行の閲覧制度は廃止され、個人情報保護に留意した制度に見直されました。ダイレクトメール等営利目的のための閲覧はできません。

■閲覧することができる場合が限定されました

- ① 国又は地方公共団体の機関が事務の遂行のために閲覧する場合
- ② 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申し出があり村長がその申し出を相当と認める場合
 - ★統計調査・世論調査・学術研究等のうち公益性が高いと認められるもの
 - ★公共的団体（例：社会福祉協議会等）が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの
 - ★営利目的以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として村長が定めるもの

■不正に閲覧できなくなりました

- ① 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用が判明した場合は罰則が科せられます。
- ② 閲覧した者の氏名、利用目的の概要等は公表されます。

11月1日から選挙人名簿抄本の閲覧制度が変わりました

■閲覧できる場合が以下のとおり公職選挙法に規定されました

- ① 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するために閲覧する場合
- ② 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うために閲覧する場合
- ③ 統計調査・世論調査・学術研究等のうち公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

※選挙人名簿抄本のコピーについては、今後認められません。

■閲覧の申出をする場合は以下の書類が必要になります

閲覧できる場合	必要な書類
① 登録の有無の確認	1 閲覧申出書
② 政治活動等 (公職の候補者等)	1 閲覧申出書 2 公職の候補者となろうとする者であることを示す資料
② 政治活動等 (政治団体等)	1 閲覧申出書 2 政治団体設立届出書の写し 3 活動実績を示す資料
③ 調査研究	1 閲覧申出書 2 調査研究の概要・実施体制を示す資料

- ・「閲覧申出書」の用紙は選挙管理委員会にあります。
- ・②の「公職の候補者等」欄の2の資料は、現職は省略が可能です。「政党その他の政治団体」欄の3の資料は、現職が所属する政治団体は省略が可能です。

■不正に閲覧できなくなりました

- ① 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用が判明した場合は罰則が科せられます。
- ② 閲覧した者の氏名、利用目的の概要等は公表されます。

※公益性が高いとは？：調査結果が広く公表されその成果が社会に還元されていること等をいいます。